

時間外労働の上限規制、36協定届新様式の記載方法、有給休暇取得の義務化など
インターネット
受講可能

働き方改革関連法施行後の対応について

適正な時間外・休日労働 実施のための説明会

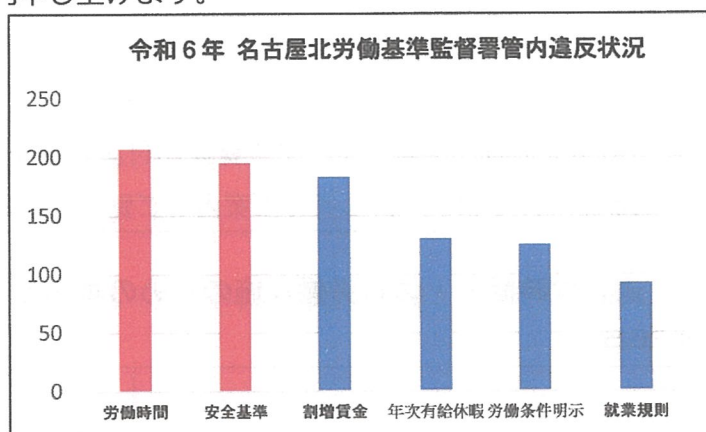
働き方改革関連法が順次施行され、時間外労働の上限規制、有給休暇取得の義務化等が行われ、さらに中小事業場の長時間労働割増賃金率の引き上げされました。

法定労働時間を超える時間外労働並びに法定休日労働は本来労働基準法上許されず、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）を締結し、これを労働基準監督署に届出ることにより、使用者は初めて法違反の罪を免れることができます。

しかし、36協定の締結・届出と割増賃金の支払に関する事項は、労働基準監督署の行う監督指導等で、事業場の規模に関わらず、法規定の理解不足や誤解による不備を指摘されることが多く、不適切な労働時間管理による賃金不払残業も多数見受けられます。

また、働き方改革関連法への対応は企業にとっては難しい部分もあるとともに、時間外労働の削減、生産性の向上にもつながり、企業繁栄と労働者の幸福にもつながります。

そこで、時間外・休日労働協定等の留意点と働き方改革における今後の課題などについて考える「適正な時間外・休日労働実施のための説明会」を開催いたします。労務管理担当者等の皆様には、ぜひともご参加いただきますようご案内申し上げます。



日時

令和8年1月26日(月) 午前9時30分～12時00分

会場

ウィルあいち 3階 大会議室

愛知県名古屋市東区上笠杉町1番地

定員

150名
(会場定員252名)

内容

「挨拶」

名古屋北労働基準監督署

署長

橋本 享

「時間外・休日労働協定届等の留意点について」

名古屋北労働基準監督署

第一方面労働基準監督官

中村 昌介

「働き方改革について」

名古屋北労働基準監督署

第五方面主任監督官

玉腰 梨帆

会費

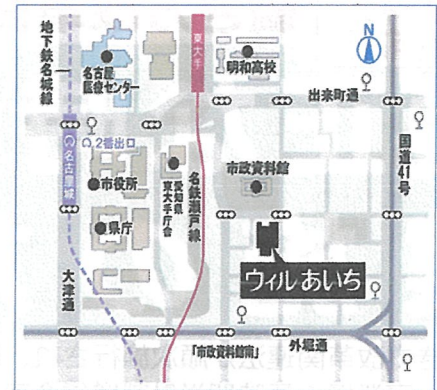
無料

主催：名古屋北労働基準監督署

一般社団法人 名北労働基準協会

インターネット受講について

- ・開催日の一週間後より視聴が可能となります。
- ・視聴パスワードは視聴開始日までにメールでお送りします。
- ・説明会資料は名北労働基準協会ホームページからダウンロード可能です。
- ・視聴可能期間は令和8年3月末日までです。



会場略図

申込要領

会場受講の方は、申込書を予めFAXのうえ、この申込書を当日会場受付にご提出ください。
インターネット受講の方は、視聴用パスワードと視聴方法をメールでご案内いたしますので、
申込書のE-mail欄にメールアドレスを必ずご記入ください。

申込先

(一社) 名北労働基準協会 総合受付

〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1

電話 (052) 961-1666

FAX (052) 962-1670



講習当日の午後1時30分より同じ会場にて、労災保険給付請求手続き等に関する「労災保険実務セミナー（無料）」を開催いたします。詳しくはご案内をご覧ください。

適正な時間外・休日労働実施のための説明会 申込書

開催日 令和8年1月26日

申込日 令和 年 月 日

事業場名				TEL	() -
事業内容・労働者数	名			FAX	() -
所在地	〒				
ご出席者	記入不要 講習番号	記入不要 受講番号	氏名	所属部署・職名	受講方法 (レをお付け下さい)
			フリガナ		☐ 会場受講 ☐ インターネット受講
			フリガナ		☐ 会場受講 ☐ インターネット受講
E-mail					
パスワード等 送付先	受講者・担当者 (部署名) 様)				

会員番号※

--	--	--	--	--

※会員番号 名北協会のみ郵送にてご案内の場合は、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。
※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた講座の参加者資料並びに講習会案内として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。